

2025.11.28 災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会

災害ケースマネジメントに 関する話題提供

藤原 宏之

伊勢市役所 危機管理課 主幹・人と防災未来センターリサーチフェロー
国立研究開発法人 防災科学技術研究所 客員研究員

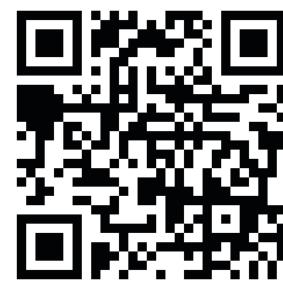


- 1980 三重県伊勢市生まれ
1998 松阪商業高等学校卒業（ギター部 全国大会優勝）
1998 小俣町役場入庁
2005 伊勢市役所（市町村合併）
2019 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターへ派遣(9ヶ月)
2024 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科博士前期課程修了

【研究】

【主な研究キーワード】

災害マネジメント総括支援員
災害対応プロセス
都道府県リエゾン
アクションカード
図上訓練



Research map

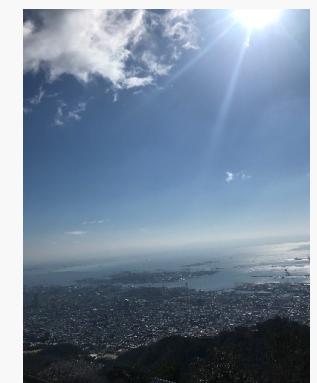
<https://researchmap.jp/hiroyukifujiwara>

【主な災害対応】

平成28年熊本地震（御船町）
平成29年台風第21号(伊勢市)
大阪府北部地震(茨木市)
平成30年7月豪雨(熊野町)
令和元年東日本台風
(長野県・埼玉県)
令和6年能登半島地震（輪島市）
令和6年奥能登豪雨（輪島市）

【趣味】

トレイルランニング
キャンプ

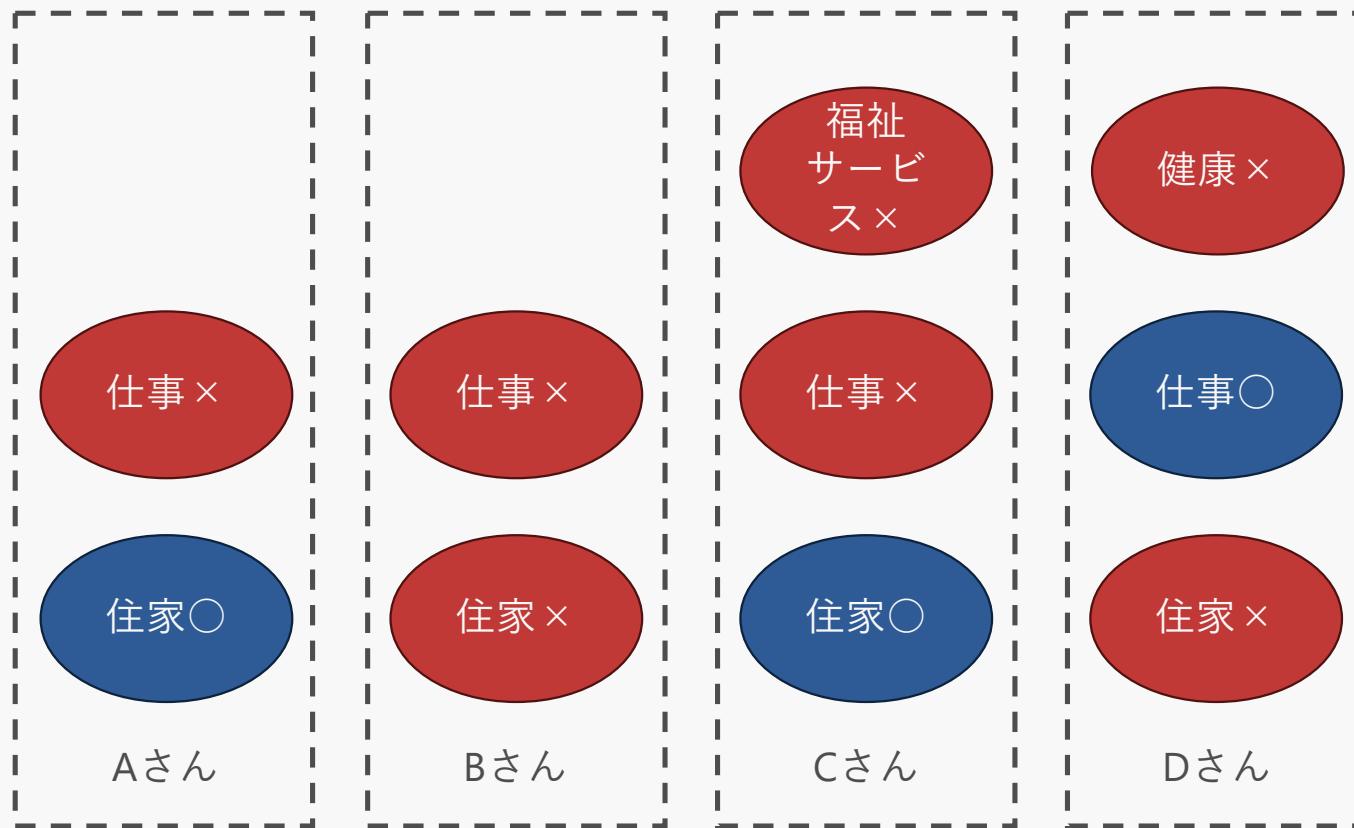


災害ケースマネジメントを
組織で実装するための
一つのアプローチ方法を共有する

- 庁内への必要性の説明

- 伊勢市の取組

住家以外にも多様な困りごとがある



生活再建の各種制度を利用するための罹災証明書が必要

被害認定調査・罹災証明書



市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2第1項)

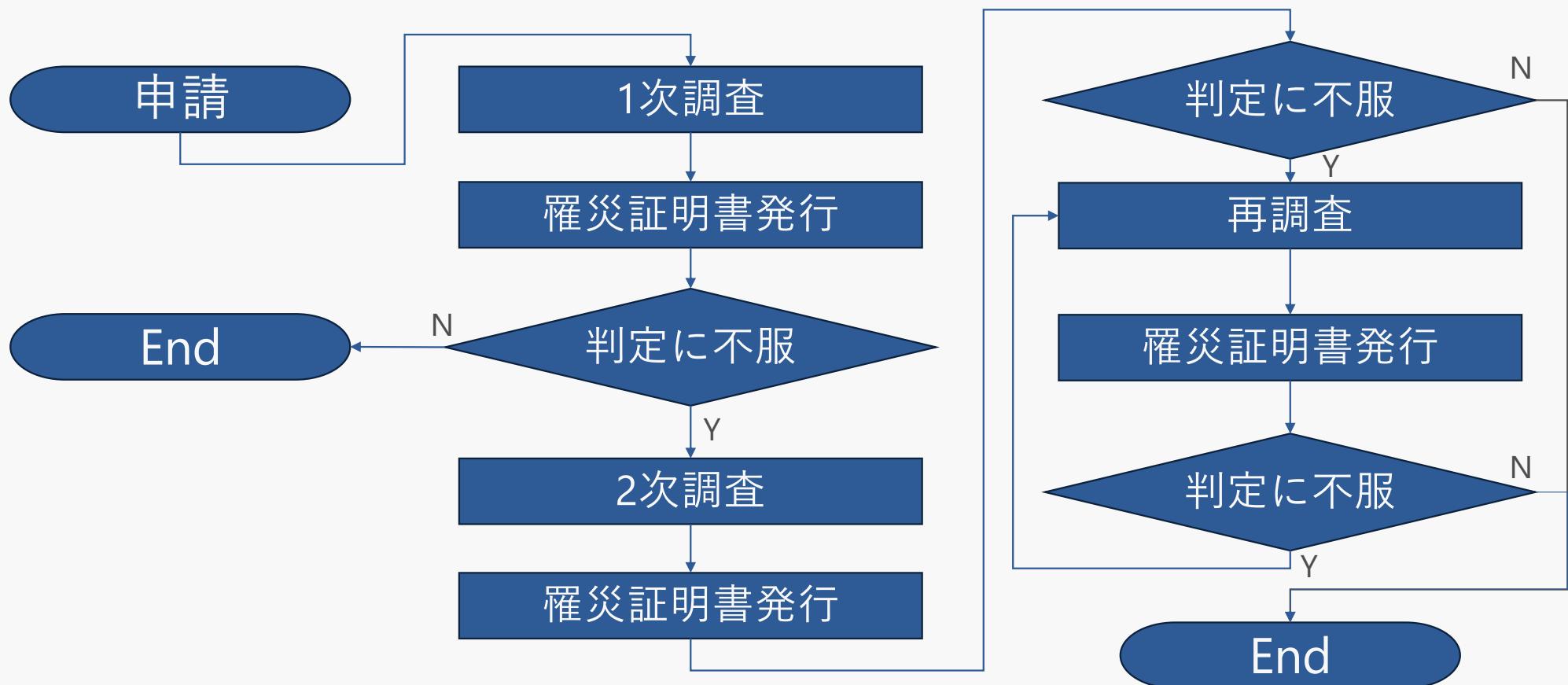
罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策 給付：被災者生活再建支援金、義援金 等
 融資：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
 減免・猶予：税、保険料、公共料金 等
 現物給付：災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等

<被災から支援措置の活用までの流れ>



1次調査→2次調査→再調査



被害の程度によって支援の内容や金額が異なる



被害区分		対象	配分金額		
人的	住家		第一次配分	第二次配分	合計
死者・行方不明者	全壊	地震により死亡した方のご遺族	20万円	80万円	100万円/人
		地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方	10万円	—	10万円/人
重傷者	大規模半壊	「全壊」と認定された世帯	20万円	80万円	100万円/世帯
	中規模半壊	「大規模半壊」と認定された世帯	15万円	60万円	75万円/世帯
	半壊	「中規模半壊」と認定された世帯	10万円	40万円	50万円/世帯
	準半壊	「半壊」と認定された世帯	5万円	20万円	25万円/世帯
など	一部損壊	「準半壊」と認定された世帯	—	10万円	10万円/世帯
	一部損壊	「一部損壊」と認定された世帯	—	3万円	3万円/世帯

出典：石川県：令和6年能登半島地震災害義援金の配分について

住家被害程度と失業率の間に有意差があるとはいえない

罹災証明書の区分から見た失業率（仙台市で被災したみなし仮設住宅世帯員）

	2012年調査 (N=1,296)	2014年調査 (N=727)
全壊 (2012年:N=1,022、2014年:N=556)	15.9%	13.3%
大規模半壊 (2012年:N=190、2014年:N=93)	16.3%	10.8%
その他 (2012年:N=84、2014年:N=78)	16.7%	12.8%
カイ2乗	.041	.464
df	2	2
有意確率	.980	.793

菅野拓「東日本大震災の仮設住宅入居者の社会経済状況の変化と災害法制の適合性の検討—被災1・3年後の仙台市みなし仮設住宅入居世帯調査の比較から—」地域安全学会論文集, 27号, pp.47-54, 2015



あなたの
り災証明で
使える制度を
表でチェック

被災者支援カード(うら)

2023年5月6日版



最新のカードの
ダウンロード

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

■: 原則災害救助法の適用必要

■: 被災者生活再建支援法の適用必要

■: 当該制度の適用や実施が必要

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金				借りられるお金				その他の支援						
	専門家相談 ・ボランティア	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	基礎支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる	義援金	災害弔慰金	支援金・補助金	自治体独自の 資金貸付	社会福祉協議会	災害援護	住宅融資	災害復興	リバースモービル 型融資	減免制度 被災ローン	その他 被災ローン
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なくおらず相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3 万円							人	避難生活中の災害関連死の場合にも支給!	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	最大 350 万円	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は左下のQRコードから
準半壊				70.6 万円 全壊も修理可ならOK	△ ※2	△ ※3	△ ※4			建設購入 修理 民間賃借	100万円 50万円 25万円	建設・購入 修理 民間賃借	200万円 100万円 50万円								
半壊				70.6 万円 全壊も修理可ならOK	△ ※2	△ ※3	△ ※4			50 万円											
中規模半壊																					
大規模半壊																					
半壊など +建物解体																					
全壊				70.6 万円	利用可 ※2	利用可 ※4	利用可 ※4			100 万円											
(長期避難世帯)※1																					

出典：
弁護士永野海,
ひさほ



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



東日本大震災以降の主要な災害で実施されている

2011	2016	2016	2018	2019	2020	2021	2024
東日本大震災	平成28年熊本地震	鳥取中部地震	平成30年7月豪雨	令和元年東日本台風	令和2年7月豪雨	令和3年7月熱海市土石流災害	令和6年能登半島地震

2つの厚生労働省予算を以て事業を実施

被災高齢者等把握事業

● 概要

- 在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

● 補助率

- 特定非常災害 10/10
- 上記以外 1/2

被災者見守り・相談支援事業

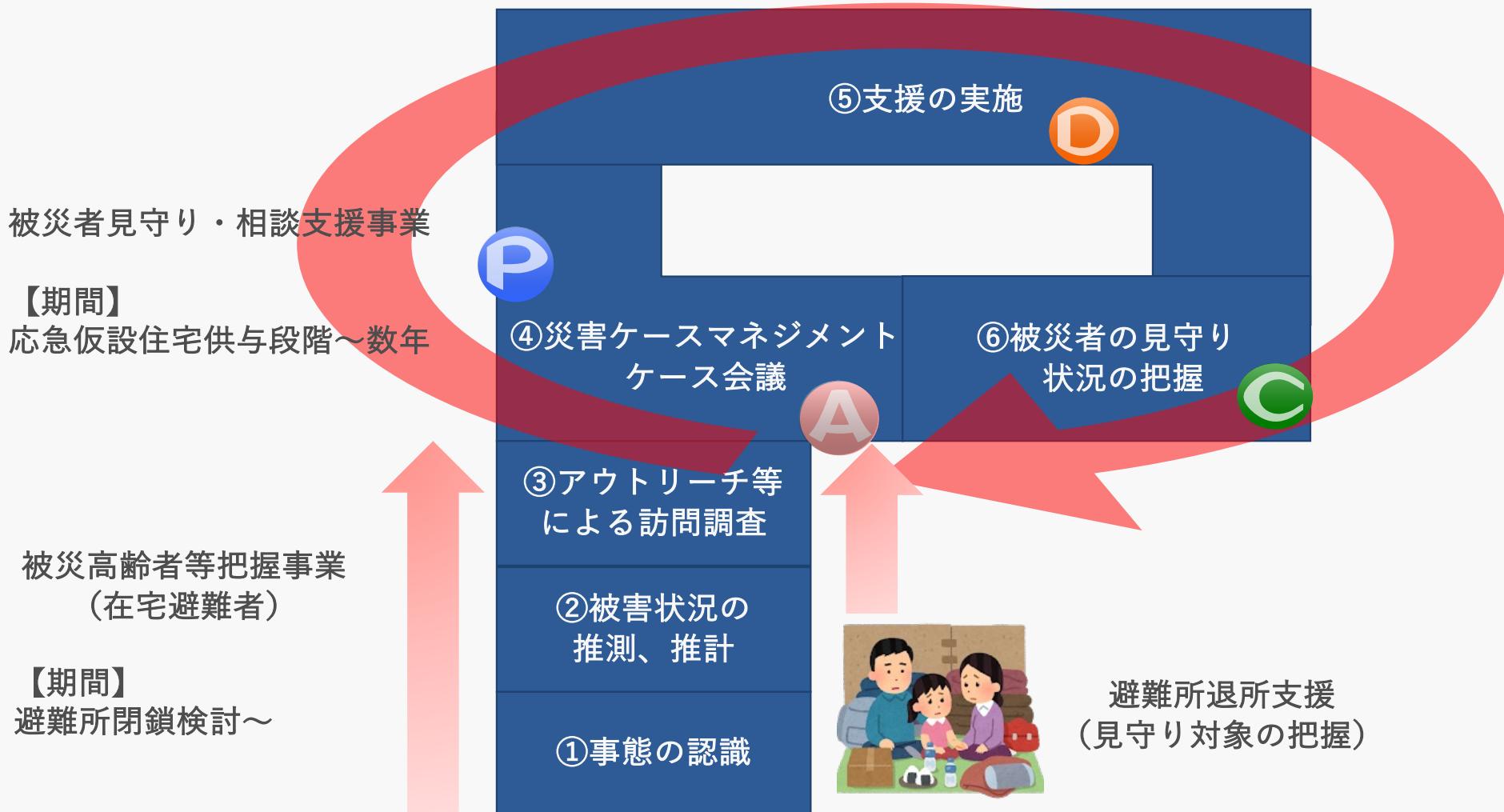
● 概要

- 孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門支援機関へつなぐ等の支援を行う。

● 補助率

- 特定非常災害 3年 10/10
4.5年 3/4
6年 1/2
上記以外 1/2
- 特別交付税措置 自治体負担分 * 0.8

災害ケースマネジメントの支援の流れ



数年間で災害起因の支援ニーズを取り除き 平時サービスで支援できる状態へ



事業の補助率

【補助率】 1/2(※)

※ 特定非常災害の場合

発災年度を含み3年 10/10

4~5年目 3/4

6年目以降 1/2

※ 令和3年度から自治体負担について、特別交付税が措置されることになった（地方負担額×0.8）



平成28年熊本地震 → 5年程度
平成30年7月豪雨（倉敷市真備） → 5年半程度

多様な被災者を的確なサービスへ 継続的に繋げる取り組み

- 現在の法制度では、災害発生時の住まいが「どの程度の被害を受けたのか」の結果によって受けられる支援が変わる
- 一方で、災害に起因して住家に大きな被害はないが仕事を失った方や、従来のサービスを受けることができなくなった方など、多様な被災者が存在する
- また、支援制度は多様であり、被災者自身がどのようなサービスを選択できるのかを全て理解することは難しい

● 庁内への必要性の説明

● 伊勢市の取組

目的：関係者と顔の見える関係構築・知識の習得

令和5年度

研修会

- 仙台・福岡のNPOと共催（NPO予算）で2回の研修会を実施
 - 概論・事例紹介・WS
 - 参加者
 - 市役所職員・社協・民生委員・三重県等の約80名程度が2回の研修に参加

令和6年度 内閣府モデル事業

- ### 2回の検討会・視察
- 第1回検討会
 - 第2回検討会
 - 視察（石川県）

令和7年度

検討会・三重県モデル事業

- 検討会
 - R6参加者に加えて土業も調整
 - 講師：元輪島市担当職員
- 三重県モデル事業
 - 防災担当・福祉担当

令和6年度は2回の検討会+視察

2024.12.9

第1回検討会

- 内容
 - 概論・石川県珠洲市での対応
 - 想定被災者を支援に繋ぐWS
- 参加者
 - 市役所職員・社協・民生委員・三重県等の約60名程度が1回の研修に参加

2025.1.10

第2回検討会

- 内容
 - 伊勢市での実施体制検討
- 参加者
 - 市役所職員関係チーム15名

2025.2.17~19

視察

- 内容
 - 災害ケースマネジメントの実態把握
 - 輪島市・能登町・珠洲市・加賀市
- 参加者
 - 危機管理課 2名
 - 健康課 2名

3つの知識を深めることを目的とする

- 研修目的①：災害ケースマネジメントを実施すべき背景を理解できる
- 研修目的②：被災者の情報から支援に繋げる手順をイメージできる
- 研修目的③：被災者の生活再建に関する課題を軽減するために必要な支援策を知っている

● 研修目的①：災害ケースマネジメントを実施すべき背景を理解できる

- 災害ケースマネジメントがなぜ必要なのか
 - 大阪公立大学 大学院文学研究科・文学部 地理学教室 准教授 菅野 拓
- 珠洲市における災害ケースマネジメントの実践について
 - 特定非営利活動法人 YNF 代表理事 江崎 太郎

● 研修目的②：被災者の情報から支援に繋げる手順をイメージできる

● 研修目的③：被災者の生活再建に関する課題を軽減するために必要な支援策を知っている

- ケース会議模擬体験WS
 - 伊勢市危機管理課、菅野、江崎

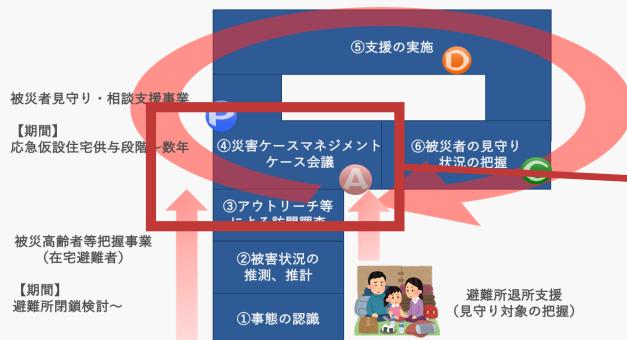
(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

基本的考え方・取組

- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。

- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。

- ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - 支援方策の決定・順位付け
 - 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - 被災者支援に係る役割分担の確認



出典：内閣府（防災担当）災害ケースマネジメント実施の手引き

目的 1

被災者の情報から支援に繋げる手順をイメージできる



目的 2

被災者の生活再建に関する課題を軽減するために必要な支援策を知っている



出典：日弁連 災害復興支援委員会 副委員長 永野 海氏

WSの目的説明・被害想定説明

Step1 被災者の困りごと（その1）

→ 家族・住まい・生業の被害状況

Step2 被災者に必要な支援（その1）

→ 実際の支援施策から対応検討

Step3 被災者の困りごと（その2）

→ 生活再建・その他の悩み

Step4 被災者に必要な支援（その2）

→ 実際の支援施策から対応検討

Step5 優先する支援施策の決定

→ 継続支援を前提に優先順位付与

Step6 意見交換

→ 同じ対象者でも支援は変わる

多様な担当で班分けを行いケースに対する支援施策を検討

- 参加者（56人）
 - 市役所
 - 防災担当
 - 避難所担当
 - 医療保健担当
 - 商工担当
 - 教育委員会事務局
 - 福祉担当
 - 生活再建担当
 - 市役所以外
 - 社会福祉協議会
 - NPO
 - 三重県
 - 地域包括支援センター
 - 民生委員児童委員



▲WSの様子

令和X年5月19日（月） 14：46

震源地：和歌山沖

震源の深さは約30km

地震の規模（マグニチュード）：8.9

伊勢市最大震度 6強

県内最大震度 7（熊野市）

伊勢市では地震、津波により甚大な被害が発生

沿岸部では津波の被害 浸水区域外では家屋倒壊



出典：東北地方整備局 震災伝承館

「被災者情報調査結果」

各班で別々の「被災者情報調査結果」について繋ぐ必要がある支援策を考えます

● 検討対象

- 1班・2班
→ (被災高齢者等把握事業の) 調査結果 1
- 3班・4班
→ (被災高齢者等把握事業の) 調査結果 2
- 5班・6班
→ (被災高齢者等把握事業の) 調査結果 3

「被災者の情報調査結果 1」

家族構成：本人(40代女性)、夫(50代)
 子 (小学生 2人)
住家 ：持ち家が被災
仕事 ：パート、夫 (非正規社員)

「被災者の情報調査結果 2」

家族構成：本人(70代女性)、娘(40代)
住家 ：借家が被災
仕事 ：本人 (無職) 、娘 (非正規社員)

「被災者の情報調査結果 3」

家族構成：本人(60代男性)、妻(50代)
 息子 (20代)
住家 ：持ち家が被災
仕事 ：本人 (求職中) 、妻 (パート)

「被災者情報調査結果」=日弁連のフォーマットを参考に作成

ワークショップでは2回にわけて情報をお渡ししますので、困りごとと繋ぐ必要がある支援策を検討してもらいます

家族、住まい、生業の被害状況

被災者情報調査結果 1										
フリガナ	ジングウ	ジロウ	性別	生年月日	年齢	電話	0596-00-△△△△			
お名前 (世帯主)	神宮 次郎	男		SS6. 1. 25	43歳	メールアドレス	○○@ise.jp			
災害前の住所	伊勢市小俣町元町4番8号									
現住所	<input type="checkbox"/> 災害前と同じ <input type="checkbox"/> 障害者用住宅 <input type="checkbox"/> 障害者用住宅・市営住宅 <input type="checkbox"/> 障害者用住宅・市営住宅 <input type="checkbox"/> 障害者用住宅・市営住宅 <input type="checkbox"/> 障害者用住宅・市営住宅 <input type="checkbox"/> その他(避難所 小俣小学校)									
同居家族	現在									
	災害前	現 在	姓	名前	性別	年齢	職業	姓	名前	
	神宮 幸子	神宮 幸子	妻	パート	神宮 幸子	妻	パート	40歳	神宮 幸子	
神宮 たかし	神宮 たかし	子	小学生	神宮 たかし	子	小学生	12歳	神宮 たかし		
神宮 ゆり	神宮 ゆり	子	小学生	神宮 ゆり	子	小学生	9歳	神宮 ゆり		
就業状況	現在									
	職業	勤務先	職業	勤務先	職業	勤務先	職業	勤務先		
	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input checked="" type="checkbox"/> △工場 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 休業中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他	
被害の内容										
被害の状況	人の被害	亡くなった家族の名前	続柄	死亡時期	死因					
	口家族が亡くなった									
	障害の内容	受傷時期	受傷の原因							
障害を負った										
被害の内容										
住まいの被害	<input type="checkbox"/> 住んでいる家の被害を受けた <input type="checkbox"/> 具体的な被害 <input type="checkbox"/> 液状化により家が傾いた <input type="checkbox"/> 罹災証明書「全焼」判定									
	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定について <input type="checkbox"/> 赤(全焼) <input type="checkbox"/> 青(一部焼失) <input type="checkbox"/> 緑(一部焼失)									
	<input type="checkbox"/> 口建物を失った <input type="checkbox"/> 口勤務先が倒産 <input type="checkbox"/> 口勤務先は存続 <input type="checkbox"/> 口経営等のため倒産 <input type="checkbox"/> 口廃業した									
仕事の被害	<input type="checkbox"/> 道具が壊損									

Step1



生活再建に向けた悩み

被災者情報調査結果 1									
生活再建に向けた悩み	悩みごと								
	<input type="checkbox"/> 口借金が残っている <input type="checkbox"/> 口お金を借りたい <input type="checkbox"/> 口その他()								
	<input type="checkbox"/> 口既存の住宅を補修したい <input type="checkbox"/> 口新居を再建・購入する <input type="checkbox"/> 口民間賃貸住宅を借りる <input type="checkbox"/> 口災害公営住宅を借りる <input type="checkbox"/> 口その他()								
仕事の悩み	悩みごと								
	<input type="checkbox"/> 口事業を再開したい <input type="checkbox"/> 口その他(今収入で再建や今後の生活ができるか不安)								
	<input type="checkbox"/> 口その他(今収入で再建や今後の生活ができるか不安)								

Step3

その他の悩みごと

被災者情報調査結果 1									
生活再建に向けた悩み	悩みごと								
	<input type="checkbox"/> 口借金が残っている <input type="checkbox"/> 口お金を借りたい <input type="checkbox"/> 口その他()								
	<input type="checkbox"/> 口既存の住宅を補修したい <input type="checkbox"/> 口新居を再建・購入する <input type="checkbox"/> 口民間賃貸住宅を借りる <input type="checkbox"/> 口災害公営住宅を借りる <input type="checkbox"/> 口その他()								
仕事の悩み	悩みごと								
	<input type="checkbox"/> 口事業を再開したい								
	<input type="checkbox"/> 口その他(今収入で再建や今後の生活ができるか不安)								

調査票に記載のない内容についてはすべて不明

参考にしてもらう支援メニューについて

【被災者に対する各種支援策】

皆様にイメージしていただきやすいように
令和6年能登半島地震にて実際に運用された
支援策メニューを使用します。

被災者に対する各種支援施策

住まいや身の回りのこと	民間の手続きのこと
1 署名証明書の発行 2 住宅の応急修理制度 3 被災建物の解体・撤去 4 住宅確保への支援（応急仮設住宅（賃貸型・建設型）、公営住宅） 5 被災地等復旧支援事業 6 住宅耐震化促進事業 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 8 2次避難所の利用 9 生活必需品の給与・貸与 10 災害ごみの処分 11 宅内配管、浄化槽の復旧	29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合 30 法律・消費者トラブル等の相談窓口
医療・健康のこと	医療・健康のこと
31 こころの悩みや健康に関する相談 32 医療機関や介護サービスの利用に関する相談	33 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援 34 学用品の給与、授業料の支援等
お金のこと	事業者の方へ
12 生活再建のための支援金（被災者生活再建支援金）の支給 13 地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給 14 災害義援金の配分 15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 16 災害援護資金の貸付 17 生活福祉資金の貸付 18 住宅の建設、補修等の融資 19 住宅ローンの返済 20 署用保険災害給付金の支給等	35 事業者を対象とした相談窓口 36 農林水産業関係の相談窓口
役所の手続きのこと	そのほかの情報
21マイナンバーカードに関する相談 22自動車に関する相談 23年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 24国税の特別措置 25県税の特別措置 26市町村税・児童扶養手当の特別措置 27公共料金の減免措置等 28公費解体等を行った建物の滅失登記、登記済証（権利証）の紛失	37 災害ボランティアの依頼 38 特定非常災害特別措置法に基づく措置
参考資料	総務省 石川行政評価事務所 令和6年能登半島地震による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

出典：総務省石川県行政評価事務所「きくみみ石川」

「被災者の情報調査結果」のモデル

「被災者の情報調査結果」は倉敷市社会福祉協議会の被災者見守り・相談支援事業報告書の事例をモデルに作成

事例6【住まいの伴走型支援を導入し、被災前からの課題も含めて支援できた事例】

基本情報

- ・本人（60代）と妻（50代）、息子（20代）の3人で生活。
- ・持家が被災し、再建の方針は未決定。
- ・本人は被災前から職を転々としていて、困窮リスクの高い世帯。
- ・各種手続きも苦手で、理解力に不安あり。

支援目的

- ・住まいの伴走型支援を導入し、住まいの再建が進むようにする。
- ・被災に起因しない課題についても、既存の制度を利用して安心して生活が送れるようにする。

支援内容

- ・住まいの伴走型支援事業の説明を行い、本人の同意を得た。
- ・住まいの伴走型支援相談員が訪問し、住まいの再建の意向を整理した。収支状況や活用できる制度、生活エリアなどを整理する中で、市営住宅での再建を希望されたため、市営住宅の入居に向けて、募集情報を提供するだけでなく、申込手続きの同行支援や入居に伴う説明会などにも同席した。その後、引っ越し支援を行うボランティアの調整も行った。
- ・住まいの伴走型支援相談員が詳細な聞き取りをする中で、不就労で収入がないことや家計のやりくりが苦手なこと、多額の負債があること、福祉サービス導入の必要性があることなど、被災前からの課題も確認された。そのため、就労については自立相談支援機関、理解力の不安に伴う生活支援については社協の行う権利擁護事業、負債については弁護士相談、福祉サービスについては高齢者及び障がい者の支援機関と連携を図った。

支援の成果

- ・住まいの伴走型支援が入ることで、住まいの再建に向けての意向整理を、本人のペースに合わせて行うことができた。また、世帯は複合的な課題を抱えていたが、新たな環境で安心して生活が送れるように、必要な支援の整理と相談支援機関のコーディネートを行うことができた。

出典：倉敷社会福祉協議会

平成30年7月豪雨災害（倉敷市真備地区）における被災者見守り・相談支援事業報告書 2024

優先順位のフォロー資料 被災者の心理状況・行動

		被災者の心理状況・行動	具体的な困りごと	必要な対応
10時間	失見当	災害の衝撃から、強いストレスを受け、「一体何が起こっているのか」についての客観的な把握が困難になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・頭が真っ白になった ・情報を取ることができなかった ・不安な気持ち→慌てる状態→判断力の低下 	
3~4日	被災地社会の成立	災害発生を理性的に受け止め「被災地社会」という新しい秩序に則った現実が始まったことに適応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を救助してくれたのは身近な人 ・高齢者が高齢者を助けなければならぬ ・家族の安否がわからず不安でいっぱい 	命
1~2ヶ月	災害1-トピア (ブルートの世界)	社会機能のマヒにより、一種の平等主義が生まれ「通常とは異なる社会的価値観」に基づく世界が成立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・冷たく固い床の避難所での生活がつらい ・家の片づけが進められない ・水や電気が無いので自宅で生活できない 	住まい
1年	現実への帰還	社会フローシステムの復旧により、被災地社会が終息に向かい、人々が生活の再建に向け動き出す。	<ul style="list-style-type: none"> ・どうやって再建資金を工面したらいいか ・仕事を失ってしまい生活できない ・元の場所で再建するか引越しするか。 	住まい 生業
10年	創造的復興	社会システムが再構築され「もう被災者／被災地ではない」と感じ、新たな社会への持続的発展を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方と離れ離れになり寂しい ・復興住宅で孤独死が発生 ・地域が被災前よりも寂しくなった 	

出典：木村玲欧『災害・防災の心理学』（2015年1月17日）より引用し、三重県庁岸江氏作成資料に加筆

災害ケースマネジメントの実行能力への影響を統計分析

● 項目例（全28項目）

- 被災した人と同じ目線で接することができる
- 話しやすい雰囲気を作り、被災した人から話を引き出せる
- 被災した人に簡潔で理解しやすい説明や助言ができる など

● 回答方法

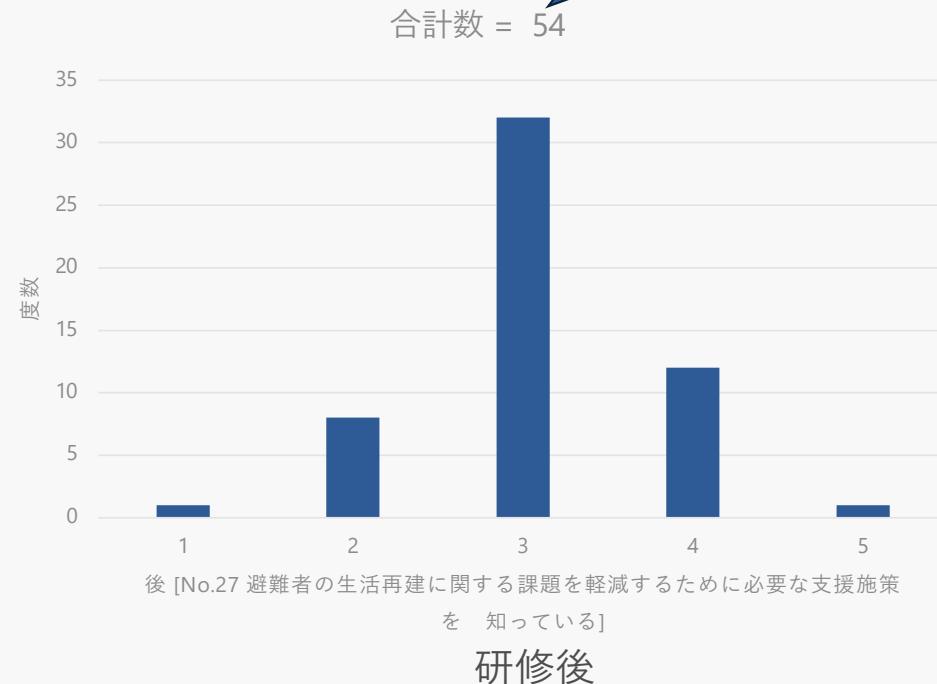
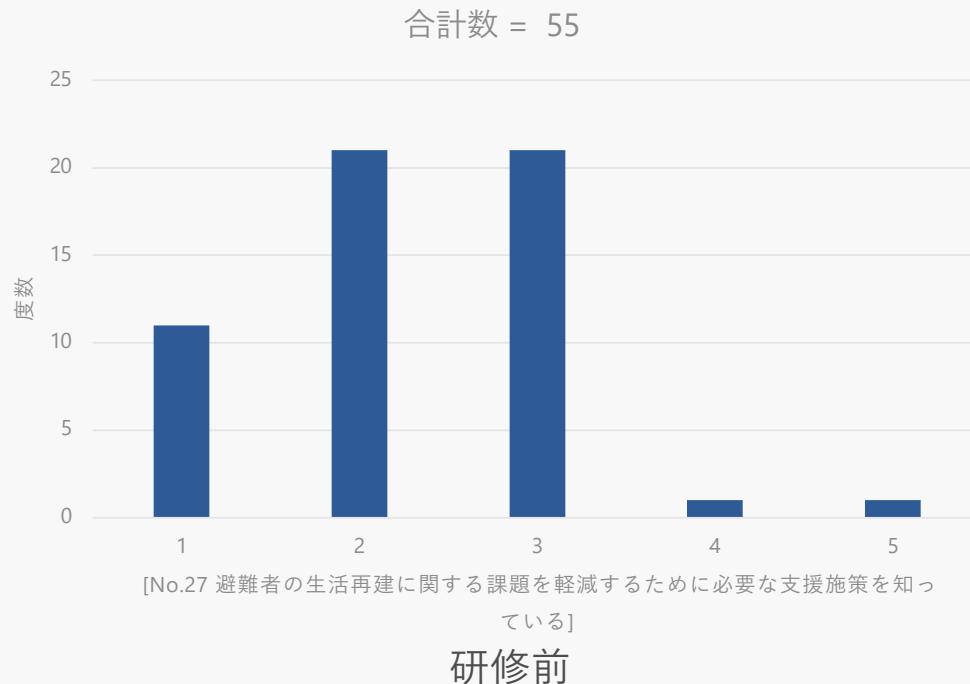
- 1全く当てはまらない～5割とよく当てはまる
 - 5段階（5件法）

● 災害ケースマネジメントの実施者に求められる能力を先行研究を流用し設定

- 福島 麻斗, 石原 凌河: 防災・危機管理業務に従事する基礎自治体職員の災害ケースマネジメント能力とパーソナルネットワークの関連性に関する研究 -京滋地区におけるアンケート調査結果をもとにした定量的分析-, 地域安全学会論文集, No41, pp31-41, 2022.

22/28で統計的に有意に能力向上を確認

検定は回答のあった
54件で実施



1全く当てはまらない～5割とよく当てはまる

伊勢市の災害ケースマネジメント実施体制のたたき台を検討する

- 検討会の結果で実施体制を決めるわけではない
- 現在の所属の人数、メンバーは考慮せず、業務内容としてどこの所属若しくは関係機関が実施することが効率がよいかで、実施者を検討

※被害程度、被災者数に合わせて体制の強化は別途検討必要



- たたき台を基に地域防災計画に位置付ける担当を調整

全体のマネジメント（主担当）の候補

※検討会の結果で実施体制を決めたわけではない

生活再建チーム (災対本部体制)

メリット

- 人員を固定するより、チームで動いた方が業務を回転させやすい

デメリット

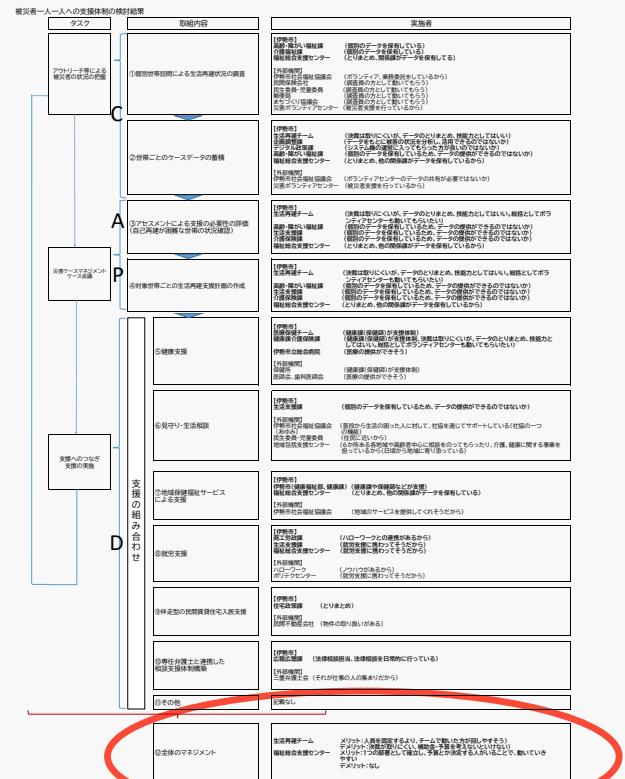
- 決裁が取りにくい、補助金・予算を考えないといけない

福祉総合支援センター (通常業務体制)

メリット

- 部として確立し、予算や決裁権者がいることで、効率よく業務ができる

デメリット



別紙 被災者一人一人への 支援体制の検討結果

役割分担を調整し地域防災計画へ位置付け必要

- **地域防災計画**
 - 未記載
- **担当**
 - 調整中
- **体制の整備**
 - 支援制度の所管が多岐に渡るため担当だけではなく、関係課の参加が必要
- **三重県の動向**
 - 三重県地域防災計画に災害ケースマネジメントに関する記載
 - 平時における担当は防災対策部地域防災推進課、福祉部局の役割を今後調整
 - 令和7年度にモデル事業を通じて三重県指針を作成予定

概要と担当を記載

業務内容	担当	発災後 ～ 2時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
7 被災者支援パンフレット	情報チーム						
被災者が「いつもの生活を取り戻すため」に、生活の再建に向けて受けることができる様々な支援について広く周知するため、関係チーム、関係機関と連携しながら、一定の期間ごとに最新の情報を提供します。							
8 学用品の給与	教育チーム						
被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、必要な学用品を給与し、就学を援助します。							
9 災害ケースマネジメント の実施							
被災者台帳等を活用し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施します。 (平時は、研修等を実施し、体制の整備を図ります。)							

伊勢市地域防災計画への記載

多様な所属と連携して実施しなければならないため、連携が必要な所属を記載

3 災害ケースマネジメント実施に連携の必要がある所属

連携先	役割
危機管理課	災害対策本部の設置・運営（平時は研修等を実施し、体制の整備を図ります。）
避難所チーム	避難所の設置・運営
生活再建チーム	ボランティアセンター開設、罹災証明書の発行
健康課	災害時の医療・保健・福祉
福祉総合支援センター	サービスの提供
生活支援課	災害時の医療・保健・福祉
保育課	サービスの提供
子育て応援課	災害時の医療・保健・福祉
介護保健課	サービスの提供
医療保健課	災害時の医療・保健・福祉
高齢・障がい福祉課	在宅の高齢者・障害者（児）等 要介護者要支援者の安否確認
住宅政策課	仮設住宅設置、住宅再建支援
商工労政課	生業支援、就業支援
農林水産課	生業支援、就業支援
学校教育課	就学支援

記載する所属は
内閣府（防災担当）
「災害ケースマネジメント
実施の手引き」を参考に設定

令和6年度は担当の位置付けを見送り

● 地域防災計画への記載

- 令和6年度の修正を見送り
 - 災害ケースマネジメントの担い手をさらに整理した上で位置付け
 - 平時に担う業務・量の想定が必要

● 健康福祉部と意見交換を実施状況

- 2025.2.3 災害ケースマネジメントの概要 + 検討会での意見説明)
- 2025.2.10 生活再建チーム・危機管理課へ望む対応の意見交換)
- 2025.2.25 観察結果の報告・意見のバラツキに対して集約を依頼)
- 2025.3.17 健康福祉部内で調整の結果、意見まとめ
- 2025.3.24 R6年度の地域防災計画反映は見送りを共有

- 重層的支援体制整備事業勉強会（福祉担当主催）



- 災害ケースマネジメント実装検討会（防災担当主催）



- 三重県モデル事業へ参加

- 年間を通じた勉強会
 - 制度概要・伊勢市の取り組み事例+WS・災害ケースマネジメントに関する業務特定
- 伊勢市からの参加者
 - 防災担当2名：福祉担当2名



前年度に引き続き、伊勢市の実施体制の検討を進める

● 職員向け研修 (AM)

- 講師：羽村 龍 元輪島市福祉課主幹（災害ケースマネジメント担当）
- 受講者：42名

● 災害ケースマネジメント実装検討会 (PM)

- 講師：羽村 龍 元輪島市福祉課主幹（災害ケースマネジメント担当）
- 受講者：64名（市役所以外30名）
- 内容
 - 講義：羽村さん
 - 前年度とフェーズを変えたWS：伊勢市



伊勢市も皆さんと同じように少しづつ進めています

現状

- 研修会・検討会
 - 令和5年度に2回の研修
 - 令和6年度から実装に向けた検討会

検討会WSの成果

- 被災者を想像して支援策へ結びつけ
- 特に支援策の理解に効果あり
- 庁内外の関係者との顔の見える関係構築

今後の課題

- 地域防災計画に記載する担当の決定
- 検討会の更なる充実